

【苦情処理基準】（2022年度異動対象者）

- ① 通院加療中で、著しく通勤が困難な者
 - ② 本人又は配偶者及び扶養親族に心身の故障がある者で転任又は留任しなければ生活上著しく障害がある者
 - ③ 転任後3年以内に退職が予定される者
 - ④ 夫婦別居3年以上の者
 - ⑤ 同一校、勤務7年以上で異動希望を出したにもかかわらず内示が出ない者
ただし、
（ア）離島から都市地区への希望者は3年以上の者
（イ）北部から都市地区への希望者は4年以上の者
（ウ）離島地区（久米島、宮古、八重山）に生活の根拠を有する者が他の地区に異動した者で勤務年数3年以上の者
（エ）北部地区に生活の根拠を有する者が中部地区、那覇地区、南部地区に異動した者で勤務年数4年以上の者
 - ⑥ 通勤時間1時間以上、あるいは通勤距離30km以上で、併せて他にも配慮すべき事情のある者
 - ⑦ 今回の内示で定通制高校が連続2校目になる者
 - ⑧ 今回の内示で障害児学校が連続3校目になる者
 - ⑨ 今回の内示で専門高校が連続3校目になる者
 - ⑩ 連続かつ通算で離島3年以上、北部4年以上で異動希望の者
 - ⑪ 子育ても含めて、（2021年挿入）①～⑩と同等以上の特殊事情と認められる者
- ※ 離島地区勤務満了は、実質勤務2年9ヵ月以上、または在籍5年以上
- ※ 北部地区勤務満了は、在籍5年以上、新規採用者も同様